

1. はじめに

1.1 計画策定の背景

2015（平成 27）年に国際的な気候変動の脅威に対応するための「パリ協定」が採択され、各国で温室効果ガス排出量の削減目標が掲げられました。日本においても「脱炭素社会」を目指すため、2019（令和元）年 6 月 11 日「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。

さらに、地方公共団体に対しては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画「地方公共団体実行計画」を策定するものとされ、区域から排出される温室効果ガス削減に取り組むための計画（本計画に相当）については、中核市以上は策定義務、その他市町村は策定に努めることとされています。

本市は 2021（令和 3）年 2 月、岡山連携中枢都市圏 13 市町共同でゼロカーボンシティ宣言を行い、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取り組むことを表明しました。

また、同年 10 月、公共施設における使用電力を 100%再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）に転換する意思と行動を示し、社会での再エネ 100%利用を促進する枠組みである RE Action（アールイーアクション）に参加しました。

今後は、地域全体で温室効果ガス削減に取り組んでいく必要があることから、この度、本計画を策定しました。

1.2 計画の目的

本計画は、一人ひとりが環境に関する意識を高め、市、市民及び事業者のあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策に取り組み、二酸化炭素（以下「CO₂」と表記する。）排出量削減を目指すことを目的とします。

1.3 本計画の位置づけ

本計画は、赤磐市総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、及び関連計画との整合を図り、本市域でのゼロカーボンに向けた目標及びその達成のための事項をまとめた個別計画として位置づけます。併せて、目標年度が到達したあかいわスマートコミュニティビジョン（2012（平成 24）年 10 月策定、2022（令和 4）年 5 月改定）について、再エネの普及拡大という大きな方針は本計画と同じであることから、この度の策定で本計画に統合します。

また、今後、これらの計画が改定される際には、各計画においてより一層ゼロカーボンに向けた道筋を具体化して取り組むとともに、本計画においても世の中の動向、変化に伴い、柔軟に取組の強化を図るものとします。

表 1-1 上位計画及び関連計画

計画名	計画期間	内容
第2次赤磐市総合計画	2015(平成27)年～2024(令和6)年	重点戦略として「Ⅰ経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る」「Ⅱ安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る」「Ⅲ多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る」を掲げ、それぞれに戦略プログラムを設定している。
第2期赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2020(令和2)年～2024(令和6)年	基本目標に「Ⅰ安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る」「Ⅱ経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る」「Ⅲ多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る」を掲げ、「子育て・教育」「働く・仕事」「暮らし・人口」に係るプログラムを定めている。
赤磐市都市計画マスタープラン	2019(令和元)年～2035(令和17)年	都市づくりの基本目標は「計画的な土地利用の推進による住みよい持続可能な都市づくり」「日常生活における利便性の高い都市づくり」「自然や歴史を活かしたうまいのある都市づくり」「良好な市街地の形成と拠点整備を進める都市づくり」を設定している。市内4地域のそれぞれの特性に合わせたテーマは以下のとおり。 山陽地域：中心拠点の形成と豊かな自然環境を活かした都市居住環境のまちづくり 赤坂地域：商工業の充実と住みよい農村環境のまちづくり 熊山地域：交通結節性の向上と農業生産環境の保全のまちづくり 吉井地域：歴史的・文化的資源の保存と活用、自然環境の保全のまちづくり
赤磐市産業振興ビジョン	2009(平成21)年～	将来目標として、「Ⅰ次世代へ誇れる持続可能な産業構造の確立」「Ⅱグローバル社会に対応した産業基盤の整備」「Ⅲ時代をリードする新産業の開拓」を掲げている。
赤磐市農業振興基本計画	2020(令和2)年～	2030(令和12)年の将来像イメージとして、就農・経営支援(栽培技術学習ツール開発と就農等支援センターでの展開)、高付加価値化ブランド化(高価格帯のブドウや桃の出荷期間延伸、機能性食品、加工食品の展開)、6次産業化・次世代農業の推進(作業時間とコストの削減、生産の効率化、施設園芸、農福連携)、農地・農村環境の保全(鳥獣被害地域半減、基盤整備、農地の大規模化、効率的な経営)が挙げられている。なかでも、就農等支援センターを中心とした次世代農業の推進が強く打ち出されている。
赤磐市地域防災計画	—	災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的に、風水害対策、震災対策、水防等災害時に行うべき対応について定めている。近年頻発する大規模災害による教訓等を反映し、市民、地域、行政の防災力向上を念頭に、より実効性の高い計画にするため、令和5年3月に改定を行った。
赤磐市公共施設等総合管理計画	2023(令和5)年～2064(令和46)年	次世代に継承可能な施設保有(保有量の縮減)と将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新(長寿命化の推進)を基本方針とし、公共施設等の老朽化や維持費の財政圧迫、人口減少や少子高齢化等による需要の変化等、公共施設等の様々な課題を踏まえた今後のあり方について示す。また、庁舎設備の省エネルギー(以下「省エネ」という。)型への改善や敷地の緑化等、公共施設等における脱炭素化の推進方針について定めている。
赤磐市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	2020(令和2)年～2024(令和6)年	市の事務・事業に関する温室効果ガス排出削減目標を、2013(平成25)年度を基準年度とし、中間目標(2024(令和6)年度)21.7%削減、最終目標(2030(令和12)年度)26.3%削減としている。本計画に基づき、赤磐市山陽ふれあい公園総合体育館において、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)」を活用した施設(設備)改修を実施した。

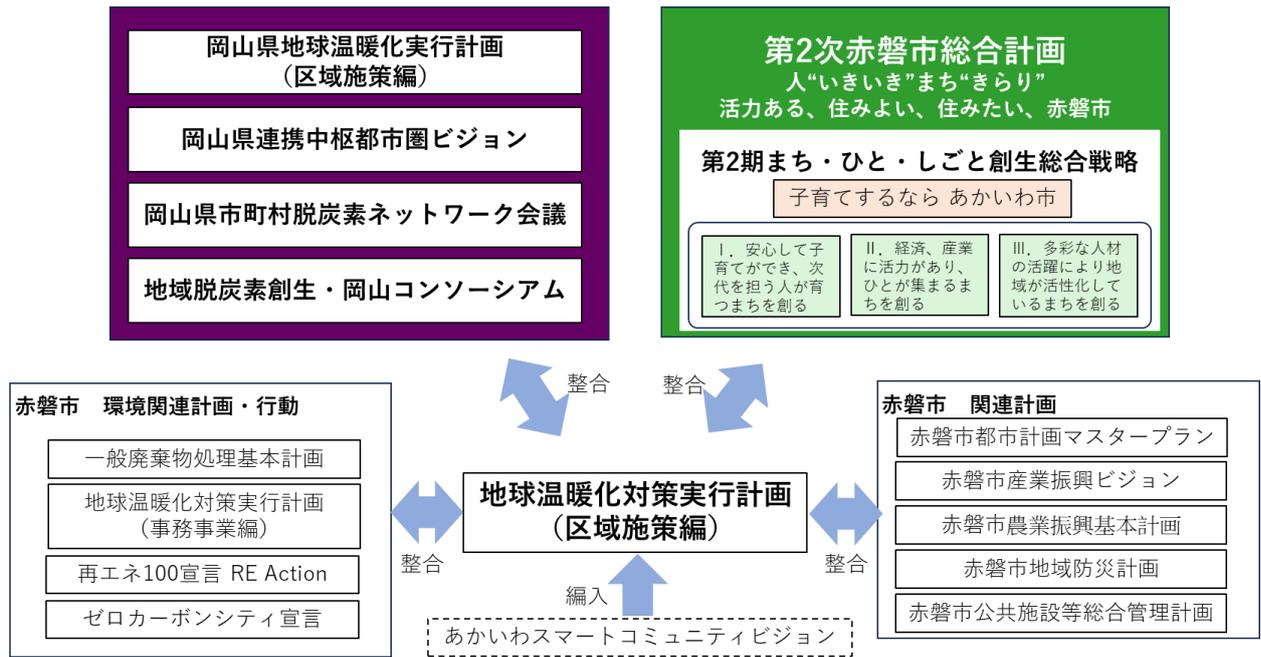


図 1-1 本計画の位置付け

1.4 本計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とし、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の期間を含めた見直しを行うこととします。

また、2013（平成 25）年度を基準年度、2050（令和 32）年度を目標年度とし、さらに短期目標年度を 2030（令和 12）年度、中期目標年度を 2040（令和 22）年度と設定します。

表 1-2 本計画の基準年度、目標年度及び計画期間

※現況年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

H25 年度 2013	...	R3 年度 2021	...	R6 年度 2024	R7 年度 2025	...	R12 年度 2030	R22 年度 2040	R32 年度 2050
基準 年度	...	現況 年度 ※	...	策定 年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討	短期目標 年度	中間目標 年度	目標 年度	
					← 計画期間 →				

1.5 対象範囲

本計画の対象範囲は本市全域とし、対象者は市、市民及び事業者の全てとします。

1.6 対象とする温室効果ガスと部門

表 1-3 に示す温室効果ガスの種類がありますが、『地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）』（令和 6 年 4 月）』に準じて、地方公共団体の区分（規模）から CO₂排出量を対象とします。

また、CO₂排出量の中でも、エネルギー起源 CO₂と非エネルギー起源 CO₂の廃棄物の焼却処分に係る CO₂排出量を本計画において算定します。

対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物とします。

表 1-3 温室効果ガスの種類

出典：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル 算定手法編

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー起源 CO ₂ [※]	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン(CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

温室効果ガスってなに？

大気中の CO₂やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスと言います。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、対象とする温室効果ガスは7種類あり、2021（令和3）年度の日本における温室効果ガス排出量（11.7億トン）のうち約85%がエネルギー起源CO₂（燃料を燃やして出るCO₂）で占めると言われています。

※右のグラフにおいてCO₂以外の温室効果ガスの排出量はCO₂換算した数値です

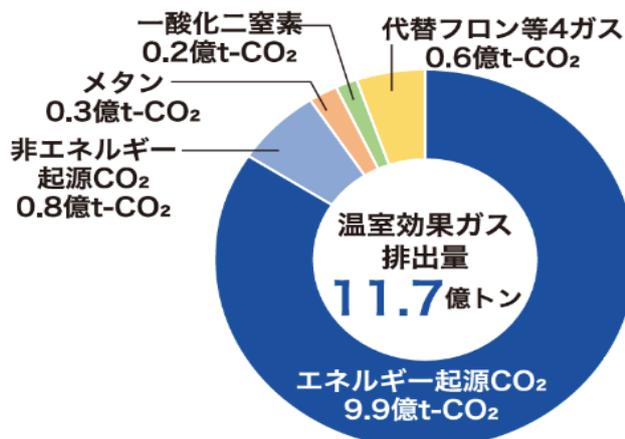


図 1-2 国内で排出される温室効果ガスの内訳

出典：資源エネルギー庁 日本のエネルギー2023

温室効果ガスはどんなところが出しているの？

温室効果ガスは、下の表のように人間の生活に関わるあらゆるところから出ています。その区分を「部門」と呼んでいます。

表 1-4 部門別の主な排出源

部門	主な排出源
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業
業務その他部門	事務所・ビル、商業、サービス施設、官公庁等公共施設
家庭部門	各家庭や農家、小売業などの個人企業
運輸部門	貨物自動車、旅客自動車、自家用車、鉄道、船舶
廃棄物	廃棄物の燃焼など処理過程で発生する温室効果ガス
森林吸収	森林によるCO ₂ 吸収量